

第2次福岡県 自転車活用 推進計画



福岡県

Fukuoka Prefecture

策定の趣旨

自転車は、子どもから高齢者まで幅広い世代において、通勤、通学、買い物、レジャー等さまざまな目的で、最も身近に利用されている交通手段であり、自転車を活用することで、CO₂の削減、健康増進、観光振興等の効果が期待されます。

本県では、2019（平成 31）年3月、自転車の活用を推進する取組を加速させるため、「福岡県自転車活用推進計画」を策定しました。安全で快適な自転車通行空間の整備や、快適なサイクリング環境の整備を行う等、着実に自転車の活用の取組が進んでいます。

また、2020（令和2）年に「福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例」が施行され、自転車損害賠償保険等（以下「自転車保険」という。）への加入が義務化される等、自転車の安全利用に関する取組により、自転車関連事故は年々減少しています。

「第2次福岡県自転車活用推進計画」は、こうした、これまでの成果や自転車を取り巻く状況の変化を踏まえ、行政機関はもとより、県民や事業者、関係団体等、あらゆる関係者が協働して、自転車の活用に関する施策を推進するために策定するものです。

計画の性格

自転車活用推進法に基づき、「福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例」を踏まえ、「福岡県総合計画」及び「福岡県交通ビジョン 2022」の部門計画として策定します。

計画期間

2022（令和4）年度から2026（令和8）年度までの5年間とします。

	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
福岡県自転車活用推進計画	第1次			第2次				

施策の推進方策

1 市町村との連携

地域の実情に応じた効果的な自転車の活用を推進するため、市町村と連携を図りながら取り組んでいきます。

2 関係機関との連携

行政機関のみならず、環境、健康、教育、スポーツ、観光、交通といった様々な分野の事業者、関係団体等と連携のうえ、地域の実情に応じた自転車活用施策を推進していきます。また、「九州地域戦略会議」等、九州・山口各県の経済界や行政機関等で構成される組織を十分活用し、国をはじめとする行政機関とも連携しながら、九州・山口が一体となった自転車活用施策の推進に取り組んでいきます。

3 成果の検証と新たな施策の検討

県内の交通関係事業者、有識者、行政機関等で構成する「福岡県交通対策協議会」において、本計画に掲げた取組の進捗状況や成果を検証し、必要に応じて、新たな取組や指標の検討を行うといった PDCA サイクルにより、実効性を高めていきます。

これまでの成果

1 自転車を快適に利用できるまちづくり

- 市町村「自転車ネットワーク計画」「自転車活用推進計画」の策定支援
- 自転車道（直方北九州自転車道線、遠賀宗像自転車道線）の整備、矢羽根やピクトグラムによる路面表示の整備
- 違法駐車取締りや自転車横断帯の撤去、駐輪場利用の広報啓発、外国人に対する自転車交通ルールの周知啓発
- シェアサイクルやレンタサイクルの情報発信

■本県の自転車通行空間の整備延長

整備形態	整備イメージ	福岡県
① 自転車道		約 6 km
② 自転車専用通行帯		約 39 km
③ 自転車と自動車とを混在通行とする道路（車道混在）		約 100 km
④ 自転車専用道路		約 0 km
自転車、歩行者、自動車が分離された通行空間距離の合計(①～④)		約 145 km

資料：福岡県（2021年4月1日時点）

■自転車通勤 PR 動画



自転車通勤いかがですか？

『楽しい自転車通勤ライフ～あるサラリーマンの自転車通勤への挑戦～』

2 自転車を活用したスポーツ活動と健康づくりの推進

- 県内各地における自転車イベントの開催
- 「自転車通勤推進企業応援セミナー」の開催や、自転車通勤の楽しさを PR するための動画制作による自転車通勤の推進
- 国際サイクルロードレース「ツール・ド・九州 2023」及びサイクリング周遊型旅行商品「ディスカバー九州」の開催決定

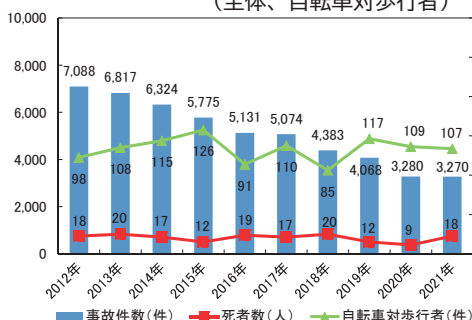
3 自転車を活用した観光振興と地域の活性化

- 複数の市町村をつなぐ福岡県広域サイクリングルートの設定（2020年度末：10ルート）
- 「福岡サイクルステーション」及び「サイクリストに優しい宿」の認定
- 「直方・宗像・志賀島ルート」の岡垣エリアにおいて「防波堤アート」を制作
- 県域を跨ぐ4つの広域推奨ルート「九州・沖縄・山口一周ルート」、「九州北部横断ルート」、「九州南部横断ルート」、「有明海一周ルート」の設定とサイクルマップの作成

■「直方・宗像・志賀島ルート」の防波堤アート



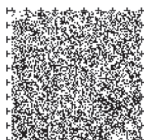
■本県の自転車による事故発生件数（全体、自転車対歩行者）



資料：福岡県警察本部（交通事故統計資料）

4 自転車・歩行者・自動車が安全に通行する社会づくりの推進

- 参加・体験・実践型の安全教育や、教職員等に対する自転車安全教育指導者講習会の実施
- 自転車の交通ルールや自転車保険への加入義務等の周知に係る広報啓発活動
- 積極的な指導取締りと悪質・危険な交通違反に対する確実な検挙措置



指標（7件）

【目標1】 自転車を快適に利用できるまちづくり

指 標		当初値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
1	自転車ネットワーク計画の策定市町村数	9市町村 (累計)	20市町村 (累計)
2	福岡県広域サイクリングルート（県管轄区間）における走行空間整備率※	0%	100% (5ルート)
3	福岡県広域サイクリングルート（県管轄区間）における案内表示整備率	0%	100% (5ルート)

※走行空間整備とは、自転車通行空間の整備形態である、自転車道、自転車専用通行帯、矢羽根による路面表示の何れかの整備を行ったもの

【目標2】 自転車を活用したスポーツ活動と健康づくりの推進

指 標		当初値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
1	県や市町村等が行う自転車の魅力を体験する機会の提供回数（イベント開催数）	4回	85回 (5年間累計)

【目標3】 自転車を活用した観光振興と地域の活性化

指 標		当初値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
1	サイクリストに優しい宿登録施設数	4件 (累計)	60件 (累計)
2	サイクリング拠点「ゲートウェイ」の登録施設数	0箇所	4箇所 (累計)

【目標4】 自転車・歩行者・自動車が安全に通行する社会づくりの推進

指 標		当初値 (令和3年)	目標値 (令和8年)
1	自転車関連事故の発生件数	3,270件	2,200件以下



福岡県

第2次福岡県自転車活用推進計画（概要版）

発行日／令和4年3月
編 集／福岡県企画・地域振興部交通政策課

福岡県 企画・地域振興部 交通政策課
〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7
TEL 092-643-3084 FAX 092-643-3227
E-mail kousei@pref.fukuoka.lg.jp

福岡県行政資料

分類番号 OA	所属コード 4200600
登録年度 03	登録番号 0006

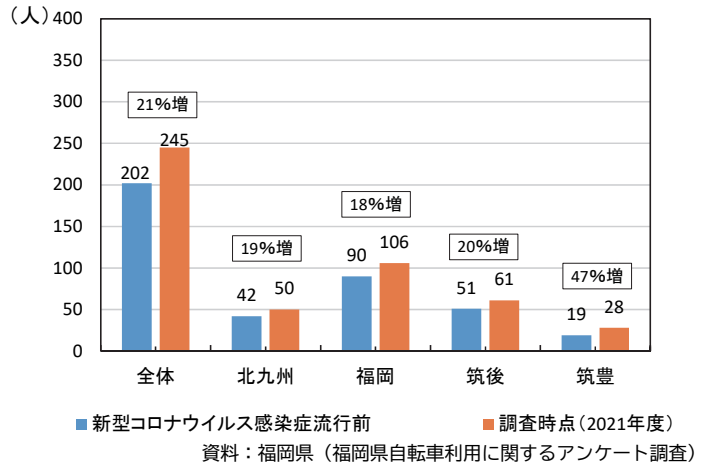
自転車を取り巻く状況の変化

1 自転車の利用に関する状況

新型コロナウイルス感染症が拡大し、人との接触を低減する移動手段として自転車の活用が注目されました。

また、自転車等を用いて飲食物を配達するサービスへの需要が高まっている中、自転車等による配達中の交通事故を防止することが課題となっています。

■通勤時における自転車の利用者数の変化



2 「自転車条例」「道路構造条例」の改正

2020（令和2）年に「福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例」が施行され、自転車保険への加入が義務化されるとともに、自転車の活用推進に関する規定等が追加されました。

また、2019（令和元）年の「福岡県道路構造の基準に関する条例」の改正により、自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分として「自転車通行帯」を新たに規定するとともに、「自転車道」の設置要件に「設計速度が一時間につき60キロメートル以上であるもの」という基準が追加されました。

■自転車条例チラシ



3 九州各県連携の取組

九州・山口各県と経済界が連携し、自転車を活用した様々な地域活性化の取組を推進しています。

2020（令和2）年度に発足した「九州・山口サイクルツーリズム推進委員会」では、県域を跨ぐ4つの広域推奨ルートを設定し、サイクルツーリズムを推進しています。

■九州・山口広域推奨ルート



また、2020（令和2）年度の九州地域戦略会議において、サイクリングを通じた九州・山口への人流の活性化と経済効果の最大化を目指した総合型自転車イベント「ツール・ド・九州」の開催が決定しており、九州・山口で官民一体となって取組を進めています。

4 国の自転車活用推進計画

昨今の社会情勢の変化等を踏まえ、また、今後の社会の動向を見据えながら、持続可能な社会の実現に向けた自転車の活用の推進を一層図るため、国は、第2次自転車活用推進計画を2021（令和3）年5月に策定しました。

【目標1】 自転車を快適に利用できるまちづくり



1 自転車通行空間の整備促進

自転車の安全で快適な通行と交通混雑の緩和を実現するため、交通状況や利用者の多様性、将来に渡る自転車通行空間の使われ方を踏まえ、歩行者、自転車、自動車が適切に分離された道路環境の整備を進めます。また、福岡県広域サイクリングルートでの安全で快適な走行環境を確保するため、矢羽根型路面表示による安全対策、案内看板や路面表示による案内表示の整備を実施します。

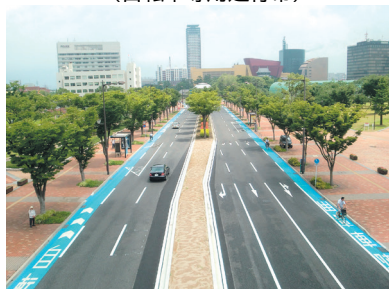
■自転車通行空間の整備形態

(自転車道)



福岡市内

(自転車専用通行帯)



北九州市内

(矢羽根による路面表示)



福岡市内

2 自転車通行空間の確保と違法駐車取締り強化

誰もが無理なく安全に自転車を利用できる環境を創出するため、路外駐車場や荷捌き用駐車場の整備、無電柱化の推進等、自転車通行空間の確保を進めます。また、違法駐車取締り等、自転車通行の障害を取り除く取組を進めていきます。

3 放置自転車対策の推進

放置自転車は、歩行者はもとより、交通渋滞や事故の原因、障がいのある人や緊急車両の通行の妨げとなります。このため、放置自転車をなくすための広報啓発や駐輪場の整備を促進します。

4 シェアサイクル等の普及促進

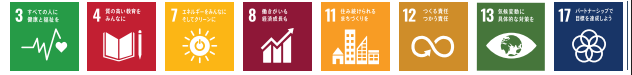
買い物、観光、ビジネス等の移動手段として利用できるシェアサイクルやレンタサイクルの更なる普及を図っていくため、駐輪場やシェアサイクルポートの確保、利用促進のための情報発信を行います。

また、地球温暖化対策の観点から、自転車の利用促進の広報・啓発に取り組みます。

■県内のシェアサイクル導入の状況

The map highlights shared bicycle services in the following cities: 宗像市 (Sonomaki City), 北九州市 (Kitakyushu City), 福岡市 (Fukuoka City), and 久留米市 (Kurume City). Each city is linked to a photograph of a specific shared bicycle program: 「ecobike」 (ecobike), 「ChariChari」 (ChariChari), 「COGICOGI スマート！」 (COGICOGI Smart!), 「みるくる」 (Mikururu), and 「ミクチャリ」 (Mikuchari).

【目標2】 自転車を活用したスポーツ活動と健康づくりの推進



5 サイクルスポーツの普及促進

県民の体力向上や生きがいづくりに自転車を活用するため、サイクリングや「ツール・ド・九州」等のロードレース、自転車の祭典等、幅広い層が参加できるように、様々な自転車イベントの開催を促進するとともに、競技人口の拡大が予想される自転車競技の魅力紹介等を行い、自転車の魅力やサイクルスポーツを体験する機会を提供していきます。

■自転車イベントの様子



6 自転車による運動機会の提供

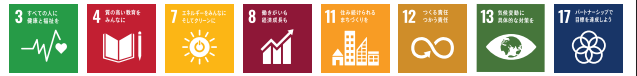
健康的で環境にやさしい自転車通勤の推進等の日常生活における運動機会の提供や、自転車に関するイベントへの参加促進等、自転車を活用した健康づくりを推進します。

■BMX 競技（起伏のあるコースで速さを競うレースや技の難易度を競う自転車競技）



八女市

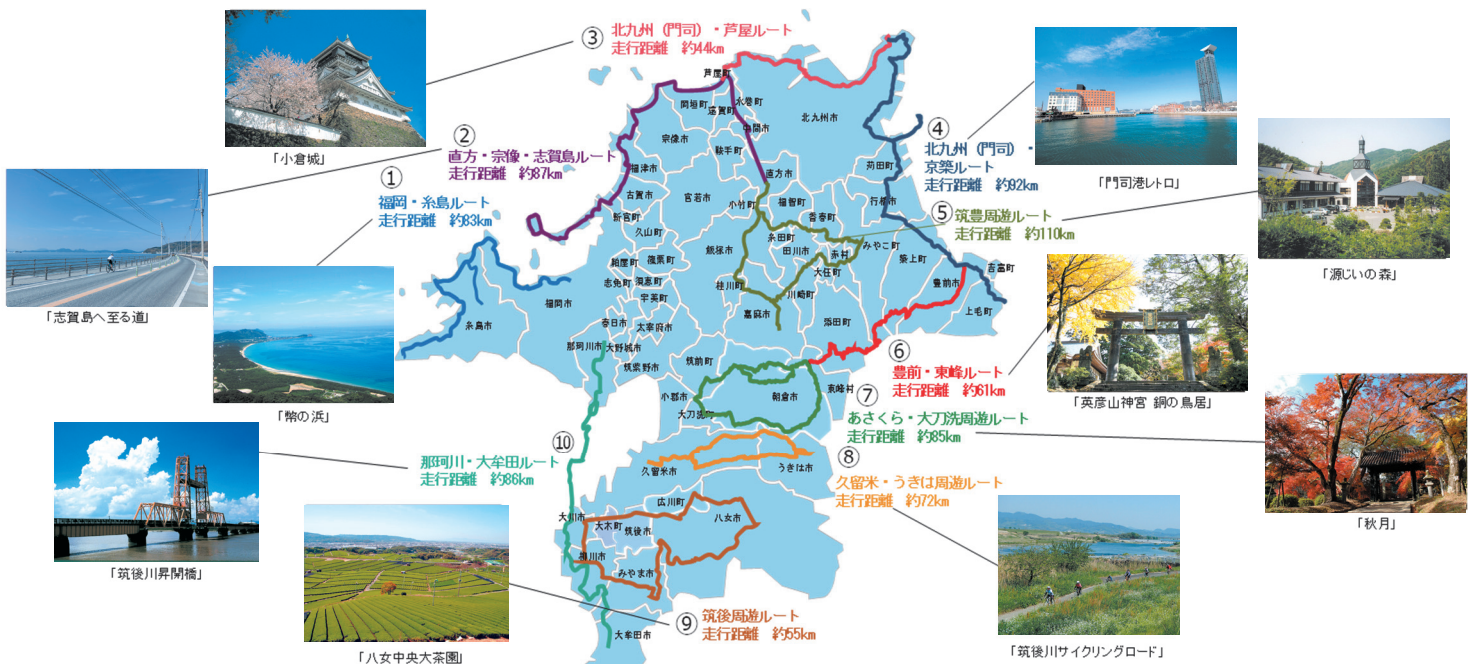
【目標3】 自転車を活用した観光振興と地域の活性化



7 サイクルツーリズムの促進

「サイクリストに優しい宿」等、福岡県広域サイクリングルート等の受入環境の整備や、その周辺の観光資源情報の発信等を行います。また、九州・山口広域推奨ルートの一つである「九州・沖縄・山口一周ルート」のナショナルサイクルルートの指定に向けた取組や、周遊型旅行商品「ディスカバー九州」の取組等、九州・山口が一体となったサイクルツーリズムを推進し、国内外のサイクリストや観光客の誘客を図ります。

■福岡県広域サイクリングルート



■「サイクリストに優しい宿」



■九州・山口サイクルマップ



8 自転車の活用による地域の魅力発信

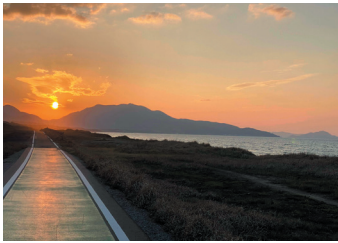
自転車で地域を巡り、自然景観、歴史・文化、農林水産物、特産品、食事処といった地域の魅力を楽しむ体験型観光を促進する等、自転車を活用した地域の魅力の発信やサイクリストと住民の交流を促進します。

遠賀宗像サイクリングロード（岡垣町）

東峰村の里山（東峰村）

今川サイクリングロード（行橋市）

志賀島へ至る道（福岡市）



【目標4】 自転車・歩行者・自動車安全に通行する社会づくりの推進



9 安全教育と啓発の推進

子どもから高齢者まで世代に応じた自転車の安全教育を実施するとともに、外国人や自転車配達員を含めて、広く県民に自転車の交通ルールの啓発を行います。また、安全教育や啓発を担う指導者を育成します。

10 安全安心への備えと交通指導取締り

自転車事故を未然に防ぐため、日常の点検整備の重要性について啓発するとともに、万一、事故を起こした場合に備えた自転車保険への加入を徹底します。また、自転車の安全運転に関する交通指導取締りを実施します。

■啓発チラシ（自転車安全利用五則）

■自転車シミュレーターによる安全教育



■自転車配達員への交通安全教育



11 災害時の自転車活用

災害時における自転車の活用を推進することにより、危機管理体制を強化し、地域の安全安心の向上を図ります。

